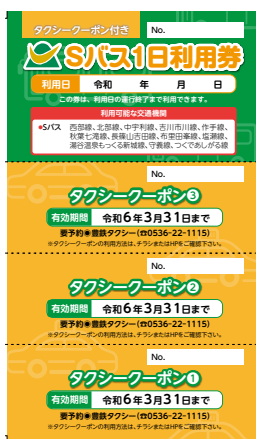


# 公共交通実証実験 タクシークーポン付きSバス1日利用券を発行します

Sバス全線で利用ができる1日利用券に加え、中心市街地周辺の移動で利用ができるタクシークーポン(3枚)が付いた利用券を発行し、今後の公共交通施策展開のため、実証実験を行います。



## ■Sバスの利用方法

- ① 1日利用券の利用日欄に販売窓口で告知した利用日を記入。
- ② 乗車または降車の際に、利用日が見えるように運転手に提示する。
- ③ 利用日の最後に乗車したバスの運転手に渡す。

## Sバス1日利用券の注意事項

利用日を変更したい場合は、利用の前日までに購入場所または電話で日付の変更手続きを行い、二重線で日付を訂正の上、新しい利用日をご記入ください。

## ■タクシークーポンの利用方法

- ① タクシーの手配、予約を行う。  
豊鉄タクシー  
(TEL 0536-22-1115)
- ② 指定した時間、場所待つ。
- ③ 乗車時に運転手から予約内容の確認を受ける。
- ④ 降車時に必要な枚数のクーポン券を渡す。

## タクシークーポン券の注意事項

タクシークーポン券を利用できる区間はあらかじめ決まっています。また、区間によりクーポン券の

必要枚数が異なります。

例えば、新城駅～新城市民病院間はクーポン1枚利用ですが、新城駅～新城市商工会館はクーポン2枚利用です。



## ■概要

販売金額  
1,200円

## 販売場所

公共交通対策課、各総合支所地  
域課(限定2000枚)

## 購入方法

現金支払(払い戻しはできません)

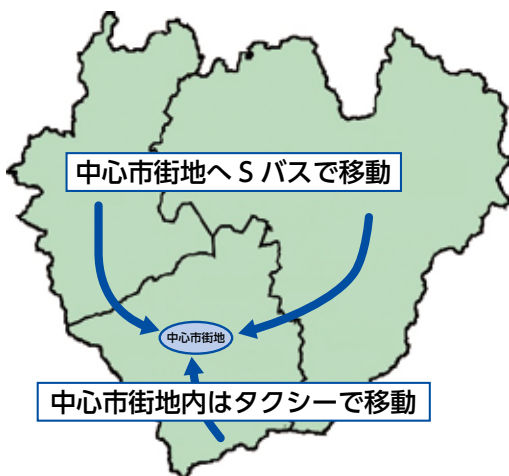
## 利用期限

Sバス1日利用券

指定した利用日に限定

## タクシークーポン

令和6年3月31日まで



エリア	タクシー乗降場所一覧
1	新城駅
2	亀姫通り
3	新城市民病院、ドラッグスギヤマ新城店
4	西入船地内
5	新城市役所、新城文化会館
6	西新町整形外科、むらまつ内科、新城市商工会館
7	三菱UFJ銀行、GENKY町並本町店
8	新城税務署、中村医院、クスリのアオキ
9	今泉医院
10	新城郵便局、ピアゴ新城店
11	中根医院、スギ薬局新城店、城北東部公園
12	東新町駅、Aコープ新城店
13	東新町公民館、しんしろ福祉会館、県営弁天住宅集会所前
14	上平井公民館
15	庭野公民館

ID 370971508

問合せ 公共交通対策課(TEL 22-9901)



# デマンドバスの実証運行を行います

9月末で豊鉄バス四谷千枚田新城線が運行を休止しました。  
交通空白地となる連合、四谷の移動を確保するため、代替路線として、10月から海老、四谷、連合地区内でデマンドバスの実証運行を行います。

## 実証運行期間

10月2日(月)～令和6年3月30日(土)

## 運行日

月曜日～土曜日

※日曜日、祝日、12月29日～1月3日は運休

## 運行時間

午前6時30分～午後6時30分

## 運賃

実証運行期間は無料

## デマンドバスとは

事前予約に基づき、区域内および区域外の指定された場所まで移動ができるバスです。



ID 281414418

問合せ 公共交通対策課(TEL 22-9901)

## 運行のルール

- ・利用日前日の正午までに電話で予約が必要です。当日の予約はできません。
- ・海老、四谷、連合区域内の移動、区域外に設置する指定乗降場所への移動が可能です。
- ・長篠、新城方面へ行くには、豊鉄バス田口新城線に乗り換えてください。
- ・実証運行の期間中は、無料で利用ができます。
- ・車は5人乗りの普通乗用車です。

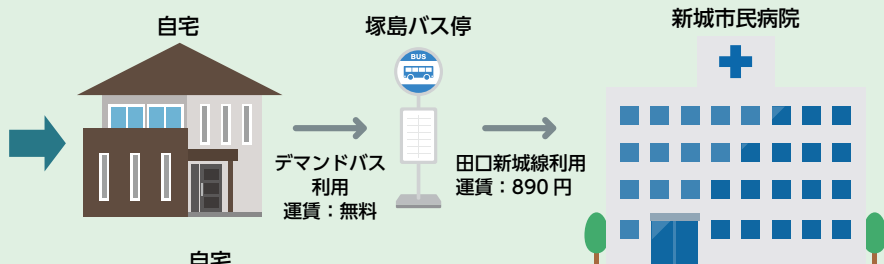
## 利用方法

- ①利用者登録をする。  
(登録が無くても利用できますが、スムーズな予約受付のために、事前登録にご協力ください。)
- ②電話で予約する。  
氏名、連絡先、利用日時、乗車場所、降車場所、帰りの予約を伝えます。  
TEL 090-3045-5855  
受付 月曜日～金曜日 9:00～12:00
- ③利用日当日に予約した乗車場所でバスを待つ。

## ■利用例

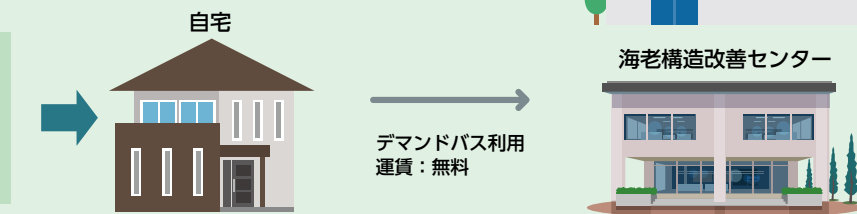
### 利用方法①

自宅のある海老須山から、新城市民病院に行きたい。



### 利用方法②

自宅のある四谷から、海老構造改善センターに行きたい。



## 隣地からの竹木の枝の 切除が可能になりました

ID 445368670

問合せ 行政課

(TEL 23-7611)

これまで隣地から越境した木の枝に関しては、その所有者にお願いをして枝を切ってもらうことしか方法がありませんでした。

民法の改正により、一定の条件を満たす場合には、越境された側の土地の所有者で枝を切り取ることでできるようになりました。

### ■越境された枝を切除する方法

民法の改正後も、原則として、木の所有者に枝を切るように依頼をする必要がありますので、まずは依頼をしてください。

依頼ができない場合など次の3つのケースに当てはまる場合には、越境された側の土地の所有者で枝を切ることができます。

①枝を切るように所有者に文書で依頼をしたが、相当の期間(約2週間)が経っても切ってくれない場合。

②所有者が誰なのか、どこにいるのかが分からない場合(近隣への聞き取りや不動産登記簿の確認など)でしっかりと調べてみて

も分からない場合)。

③急いで切らないと危険な場合(台風などで枝が折れるおそれがある危険な場合)。

### ■切除にかかる費用

越境した枝の切除費用は、基本的には木の所有者に請求することができますと考えられます。

### ■切除した枝の処理

その所有権は切り取った方にあり、その枝を自由に処分することができます。

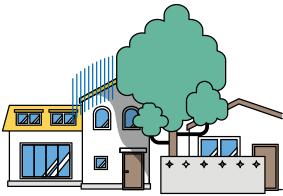
### ■切除作業の際の隣地使用

越境した枝を切り取るために必要な範囲で、隣地使用することができます。

### ■その他

◆土地の境界がはっきりしない場合は、越境の有無自体が争いになる可能性があります。

◆越境部分の枝を切り取るために隣地に立ち入る場合は、その土地の所有者に日時などを連絡する必要があります。所有者が立ち入りを拒否する場合は、不法侵入になる可能性があります。



## 令和6年度児童クラブ 加入申込みを受け付けます

ID 457027628

問合せ こども未来課

(TEL 23-7622)

放課後児童クラブは、令和6年度申込分から利用区分(通年利用、長期休みのみ利用)によって申込期限が異なります。詳しくは、配布する案内や市ホームページをご確認ください。

**時間** 下校後～午後6時(土・日曜日、祝日、休校日を除く)

※春、夏、冬休みの期間中は午前8時～午後6時

**対象** 就労などにより開設時間中に児童を養育できない家庭の小学生

**その他** 児童クラブの加入希望者が増加しています。祖父母等の協力が得られる家庭は、対象児童であっても加入申込みにご配慮をお願いいたします。

### ■利用料金(保護者負担金)

#### ◆通年利用

月額 5,000円  
ただし  
7月 6,000円  
8月 8,000円

#### ◆長期休みのみ利用

春休み(4月) 1,500円  
夏休み(7月) 3,000円  
夏休み(8月) 8,000円  
冬休み 3,000円  
春休み(3月) 1,500円

#### ◆傷害保険料

年額 900円

#### ■申込書などの配布

期間 11月1日(水)から

場所 こども未来課、各総合支所  
地域課、各児童クラブ

#### ■申込受付

期間 12月1日(金)～28日(木)

※4月から通年利用を希望の方はこの期間にお申し込みください。

**場所** 本庁1階こども未来課窓口、各総合支所地域課

#### ■注意事項

◆すでに通年で児童クラブを利用している方は、所属児童クラブでも申込書を配布します。

◆申込みされるすべての方の受入は大変厳しい状況です。定員を超えた場合、優先順位の高い方からの加入となります。ご希望に添えない可能性もあることをご承知おきください。

◆受付には、加入申請書と家庭の状況に応じて就労証明書などが必要です。

## 小規模事業者省エネルギー 設備更新支援補助金

ID 227342849

問合せ 産業政策課

(TEL 23-7634)

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の小規模事業者を支援するため、事業者が実施する省エネ設備の更新に要する経費の一部を補助します。

### 申請期間

10月2日(月)～令和6年1月31日(水)

※予算がなくなり次第受付を終了

### 補助対象者

新城市に事業所を有し、常時使用する従業員が、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は5人以下、その他業種は20人以下の小規模事業者、個人事業主、その他法人(公共法人・任意団体は除く)。

※農業・林業事業者、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等も対象となります。

### 補助対象事業

市内事業所の既存の空調設備、照明設備などを消費電力が減少する同種の省エネ設備へ更新を行う事業で、次のいずれにも該当するもの。

◆ 7月1日以降に購入かつ設置した新品(未使用)の対象省エネ設備であること。

◆ LED照明設備へ更新する事業にあつては、蛍光灯、白熱灯などのLED照明設備以外からLED照明設備に更新する事業であること。ただし、電球・蛍光灯のみは更新は除く。

◆ 国、県などから同一設備に対する補助金などの交付を受けている事業でないこと。

◆ 居住及び事業で併用している居室などの設備の更新を目的とした事業でないこと。

### 対象省エネ設備

空調設備、換気設備、LED照明設備、給湯設備、冷蔵冷凍設備

### 補助金額

補助対象経費×2分の1

※限度額は1補助対象者につき50万円まで

※補助対象経費が10万円未満の場合、対象外

※補助対象経費などの詳細は市ホームページをご覧ください

### 申請

交付申請書など市ホームページからダウンロードし、産業政策課へ提出してください。

## 秋の火災予防運動

「火を消して不安を消してつなぐ未来」  
(2023年度全国統一防火標語)

ID 764357220

住宅用火災警報器の設置

ID 312420800

住宅用火災警報器の点検

問合せ 予防課

(TEL 22-4802)

11月9日(木)から11月15日(水)までの一週間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

これからの季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。火災は、ちょっとした不注意や油断で発生することが多く、大切な命や財産をなくしてしまいます。万が一に備え住宅用火災警報器や住宅用火災警報器の設置や点検をおこない、住宅の防火対策に努めましょう。

### ■住宅用火災警報器とは?

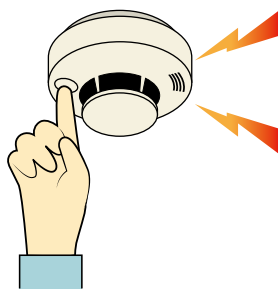
火災で発生した煙や熱を感知し、警報音や音声で火災の発生を知らせ、避難を促す機器です。

消防法ですべての住宅に設置が義務付けられています。

### ■なぜ必要なのか?

毎年、全国で住宅火災により1,000人以上の方が亡くなっています。

発生時間をみると昼間と比べて就寝時間帯の死者数が多く、死亡原因の約5割が逃げ遅れです。そのため、いち早く火災に気づき行動するために住宅用火災警報器が必要なのです。



### ■防火ポスターの展示

ID 729865799

管内の小学生高学年及び中学生を対象に募集した防火ポスターの入賞作品を展示します。

期間 11月1日(水)～30日(木)

場所 道の駅もつくる新城

その他 市ホームページにも掲載

します。また、入賞作品以外の応募作品は、入賞作品と同期間に、新城市消防防災センター2階で展示します。

## 償却資産の申告を お願いします

ID 945722936

問合せ 税務課

(TEL 23-7615)

申告書提出期間

令和6年1月4日(木)～31日(水)

新規に償却資産を取得された方で、申告書が必要な場合は税務課へご連絡ください。

法人や個人で事業を営んでいる場合、事業のために所有している事業用資産(構築物や機械、器具及び備品など)には償却資産として固定資産税が課税されます。償却資産を所有する納税義務者の方(昨年度までに申告されている方)へ申告書を12月中旬頃発送予定です。

### 農業をしている方へ

農業で使う資産のうち、償却資産に該当する次の資産は、毎年市に申告してください。

#### 申告必要

ビニールハウス、加温機、循環扇、ヒートポンプ、乾燥機、家畜用設備、サイロ、その他農業用設備・機械など

#### 申告不要

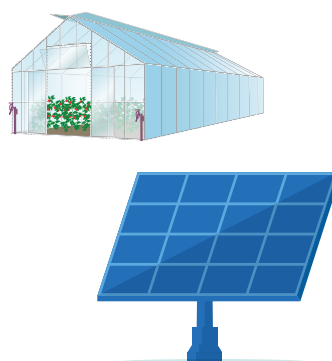
- ◆軽トラックやトラクター、コンバイン、田植機など小型特殊自動車に該当する車両
- ◆家屋として評価される倉庫、畜舎、ガラス温室、生物(牛・果樹)など

### 太陽光発電設備を所有する方へ

次のいずれかに該当する方は申告が必要です。

- ◆発電出力が10kW以上の太陽光発電設備を所有する個人の方
- ◆太陽光発電設備を所有する法人及び個人事業主の方

※課税標準の特例があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



## 令和6年4月採用

### 新城市職員募集

ID 673688329

問合せ 秘書人事課(TEL 23-7619)

受験を希望する方は、10月23日(月)から11月2日(木)までに申込書を秘書人事課人事係(本庁舎4階)へ提出してください。

お受け取りください。または、市ホームページからダウンロードすることができます。

#### 採用試験

試験日 11月18日(土)

場所 市役所4階会議室

内容 総合基礎能力試験、

作文試験、適性検査

募集要項と申込書は秘書人事課人事係、市役所総合案内(本庁舎1階)、各総合支所地域課、新城まちなみ情報センター、新城図書館で

試験区分	募集職種	人数	受験資格(年齢・学歴・免許など)	
民間企業等 経験者	一般行政職 (事務)	5名	令和5年4月末までに民間企業等における職務経験が5年以上あり、採用後その経験が生かせる方	
	一般行政職 (技師)		令和5年4月末までに民間企業等における土木に関する職務経験が5年以上ある方で、次の資格を有し、採用後その経験が生かせる方 土木施工管理技士(1級又は2級)	
大卒・短大卒	保育士・ 幼稚園教諭	5名	保育士及び幼稚園教諭の両方の資格・免許を有する方、または令和6年3月末までに取得見込みの方	
実務経験者			保育士及び幼稚園教諭の両方の資格・免許を有し、令和6年3月末までに実務経験が3年以上あり、その知識経験を活かしてクラスを受け持つことができる方	
実務経験者	助産師	1名	助産師の免許を有する方で令和6年3月末までに助産師としての実務経験が3年以上ある方	